

八代及び水俣・芦北地域におけるサイクリイベント開催事業業務委託仕様書

1 業務名

八代及び水俣・芦北地域におけるサイクリイベント開催事業業務

2 目的

サイクルツーリズムを地域に定着させるとともに、同ツーリズムをフックに国内外からの交流人口の拡大及び地域の賑わい創出につなげるため、サイクリイベント「くまもと★みなみおれんじシーサイドライド」を開催する。

3 委託業務期間

契約締結の日から令和8年（2026年）2月27日（金）まで

4 イベント概要

- (1) イベント名：「くまもと★みなみおれんじシーサイドライド2025（仮称）」
- (2) 開催時期：令和7年（2025年）11月～12月の土曜日、日曜日、祝日のうち1日（※委託者と協議のうえ決定する）
- (3) 主催者：くまもと★みなみおれんじシーサイドライド実行委員会
- (4) 開催場所：八代及び水俣・芦北地域サイクルツーリズム推進協議会がサイクルルートとして承認した「八代～水俣シーサイドルート」を主体としたコース
- (5) テーマ：自転車と鉄道で地域を満喫
 - ・貸切の肥薩おれんじ鉄道に、往路又は復路のどちらかに乗車することを原則とする。
 - ・競技性は排除し、道路封鎖は行わない。
- (6) 参加人数：200名程度を目指す。
- (7) 参加費用：必要に応じて受託者が徴収[※事前に金額と使用用途を明確にすること]

5 業務内容

上記目的及びイベント概要を踏まえ、イベントを企画し、安全に運営するための必要な業務を行うものとする。

主な業務内容は以下（1）～（5）のとおりとし、全ての業務において創意工夫と実現可能性のある提案であること。

（1）サイクリイベント開催に係る全体の企画業務

① イベント開催計画の作成

イベント概要、事前準備から当日までのスケジュール、イベント当日の運営体制（警備計画、緊急時の対応含む）、その他イベントを円滑かつ安全に開催するために必要な事項を記載すること。

② サイクリイベントで走行するコースの設定

「八代～水俣シーサイドルート」をベースに、参加者のレベルに応じて、2コース以上の提案を行うこと。（委託者と協議のうえ、決定する。）

(2) 事前準備業務

- ① イベント参加要項の作成
- ② 参加者の募集（チラシ・ポスターの制作含む）・エントリー受付及び問合せ等への対応
- ③ イベント開催に係る関係機関（警察、道路管理者等）との連絡調整
- ④ イベント開催に係る必要人員（警備員、救護者等）及び機材等の確保
- ⑤ イベント会場（スタート及びゴール地点、エイドステーション）及び付近駐車場の確保（委託者と連携）
なお、イベント会場はコース上の市町に各1箇所以上設置すること。
- ⑥ 会場設営（スタート及びゴール地点、エイドステーション等）
- ⑦ イベント運営マニュアル（委託者用）の作成
- ⑧ その他、参加者が安心して参加できるように必要な対応

(3) イベント当日の運営業務

- ① 運営責任者を設置し、イベントを円滑、かつ安全に実施するための進行（シナリオ等の作成含む）並びに運営管理
- ② イベントの記録及びイベント参加者アンケート調査の実施
- ③ イベント終了後の機材等の撤去（清掃、廃棄物の処理含む）

(4) 実績報告書作成業務

- ① (1)～(3)の業務に関する実績報告書の作成
参加者へのアンケート調査の結果を踏まえ、八代及び水俣・芦北地域のサイクルツーリズムを盛り上げるための今後の企画に係る提案も行うこと。

(5) その他自由提案

参加者の満足度をより向上するための地域の魅力発信にも繋がる取組みを提案すること。（予算の範囲内又は参加費用を活用）

6 成果品及び納期等

(1) 提出物

以下の成果品を提出すること。

- ① 業務完了報告書：紙媒体（A4サイズ・1部）、電子データ
- ② 実績報告書：紙媒体（A4サイズ・1部）、電子データ
- ③ アンケート結果：紙媒体（A4サイズ・1部）、電子データ
- ④ イベントの記録（写真・動画等）：電子データ
- ⑤ イベント参加要項：電子データ
- ⑥ イベント運営マニュアル：電子データ

(2) 納入先

〒866-8555 熊本県八代市西片町1660
くまもと★みなみ おれんじシーサイドライド実行委員会事務局

(熊本県県南広域本部総務部振興課)

(3) 納入期限

[成果品①～④] : 令和8年(2026年)2月27日(金)

[成果品⑤] : イベント参加者募集前まで

[成果品⑥] : イベント開催前まで

※成果品⑤⑥については、委託者と協議のうえ決定。

7 その他特記事項

- (1) 本業務の遂行にあたっては、委託者との打合せを綿密に行い、円滑な実施に努めるものとする。
- (2) 受託者は本業務の遂行に当たって、関係する法令等を遵守しなければならない。
- (3) 委託者から業務の処理に関し報告を求められた場合、受託者は速やかにその進捗状況を報告すること。
- (4) 受託者は、業務の実施に当たり、対象業務に関する十分な知識、理解及び経験のあるスタッフを確保するとともに、契約条件を遵守し業務を遂行すること。
- (5) 本業務中に発生した事故や第三者に与えた損害については、受託者が一切の責任を負い、委託者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、委託者の指示に従うこと。なお、不可抗力など受託者の責任によらないものについてはその限りではない。
- (6) 契約後、コース等が災害により使用できなくなるなどの事象が発生した場合については、委託者と受託者において、別途協議の上、次善策を検討すること。
- (7) 受託者は、本業務を通じて知り得た個人情報の保護に努め、委託業務の用途以外に使用しないこと。
- (8) 受託者は、業務の全部または主たる部分を再委託してはならない。
- (9) 業務の一部を再委託するときは、再委託先の概要及び責任者、再委託する内容等について、事前に委託者と書面により協議し、承認を得なければならない。
- (10) 委託者が提供する画像、イラスト、地図などの素材以外の既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きは受託者が行うこと。
- (11) 受託者が作製した成果品の著作権は、委託者が有する。